

広労発基 0223 第 7 号  
平成 30 年 2 月 23 日

建設業労働災害防止協会広島県支部長 殿

広島労働局長



### 第 9 次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和 54 年労働省令第 18 号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和 56 年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)との一体的運用を図るため、これまで 8 次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところで

す。その結果、昭和 55 年当時、全国で 6,842 人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、平成 28 年には 122 人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙 1 のとおり、引き続き、第 9 次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知を図るとともに、本総合対策のうち、別添「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。